

日本史(27) 「地方政治の展開と武士① ～受領と負名～」

○今回のポイント

【受領と負名】

(1) 10世紀初め 律令体制のいきづまり

①政府の対応 ～律令制の再建～

■違法な土地所有を禁じる ⇒ 902年 [1. \_\_\_\_\_](醍醐天皇政権)

■[2. \_\_\_\_\_]を命じる

②律令税制 再建不可能

■[3. \_\_\_\_\_]の制度が崩壊し、[4. \_\_\_\_\_]は実施できない

↓

■租・調・庸を取り立てて諸国や国家の財政を維持することが困難に・・・

☆事例1) 902年の阿波国の戸籍

・男59人・女376人 ⇒ [5. \_\_\_\_\_]。このような戸籍では班田収授できない

・902年を最後に、班田を命じる史料は見られなくなる ⇒ [6. \_\_\_\_\_]

☆事例2) 三善清行(ヨシノキヨユキ)「7. \_\_\_\_\_」

・財政の窮乏と地方の混乱が指摘されている。

(2) 9世紀末～10世紀前半 受領の登場

9.

・国司の交替制度を整備

・任国に赴任する[8. \_\_\_\_\_] (守…か) に大きな権限と責任を負わせる

■新たに任じられたものは、交替の際に一国の財産などを前任者から引き継ぐ

↓

■「10. \_\_\_\_\_」と呼ばれる

(3) 人身支配から土地支配への転換

■律令税制の原則

↓ ・戸籍に記載された成人男性を中心に課税する体制

↓ ・[11. \_\_\_\_\_]

■受領、有力農民(=「12. \_\_\_\_\_」)に田地の耕作を  
請け負わせて税を徴収するようになる。

・田堵が請け負った課税の対象となる田地

⇒ 徴税単位「13. \_\_\_\_\_」(名田) と呼ばれる

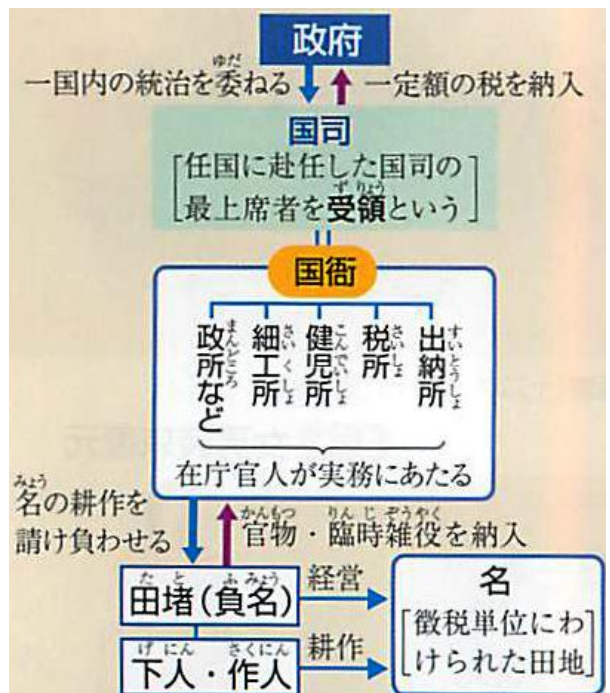
・名(名田)を請け負うことになった耕作者

⇒ 「14. \_\_\_\_\_」と呼ばれる(=有力農民=田堵)

■[15. \_\_\_\_\_]=土地を基礎に受領が有力農民  
(=田堵=負名)から徴税する体制

・[16. \_\_\_\_\_]…租調庸・公出挙の利稻の系譜の税

・[17. \_\_\_\_\_]…雑徭に由来する力役。



(4) 受領の権限強化 ～郡司の衰退と遙任国司～

①郡司の衰退

■従来の体制…税の徴収・運搬や文書の作成などの実務は[18. \_\_\_\_\_]が行う。



■新体制

・[19. \_\_\_\_\_]は自らが率いていった郎党たちを強力に指揮しながら徴税を実現。みずからの収入を確保すると同時に国家財政を支える。

■郡司の衰退

・受領が勤務する[20. \_\_\_\_\_]や館は、以前よりも重要な役割を持つようになる。



・これまで地方支配を直接になってきた[21. \_\_\_\_\_](グウケ)・郡衙の役割は衰退。

②遙任国司

■受領以外の国司は実務から排除されるようになる。



■赴任せずに、国司としての収入を受け取ること=[22. \_\_\_\_\_]がさかんとなる。

(5) 強欲な受領

①巨利を得ようとする強欲な受領

・事例) [23. \_\_\_\_\_]…谷底に落ちてもそこに生えていた平茸を取ることを忘れず「受領は倒れるところにも土をつかめ」といったという(『今昔物語』)

②郡司や有力農民から暴政を訴えられる受領

事例) 988年「[24. \_\_\_\_\_]」⇒[25. \_\_\_\_\_](トナガ)を訴える。

(6) 成功・重任

☆売官・売位…私財を出した者に政府が官職や位階を与えること。平安中期～末期、律令財政や封禄制が崩壊し、  
↓  
新たな財源を得るために本格化した。

①[26. \_\_\_\_\_]…財物を宮中の行事費や寺社造営費として官に納めて、官職や位階を受ける。

②[27. \_\_\_\_\_]…成功の一種。財物を官に納め、任期満了後に同一の国司などの官職に再任されること。  
地方官の土着化の原因となる。

(7) 11世紀後半 - 受領の変質

■11世紀後半になると受領は任国に赴かなくなる



■[28. \_\_\_\_\_](受領が赴任していない国衙)に代理人を派遣  
=[29. \_\_\_\_\_]

■その国の有力者を世襲的に官人に任命  
=[30. \_\_\_\_\_]

公領を在地領主の実際の支配力に応じて、郡・郷・保の行政区分に分け、在地領主を郡司・郷司・保司などに任命し、徴税を請け負わせる。